

◎独立行政法人都市再生機構在外職員給与規程

(令和3年4月1日規程第21号)

最終改正 令和8年5月13日

(総則)

第1条 独立行政法人都市再生機構職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)

第31条に規定する外国において勤務する職員(以下「在外職員」という。)に対する給与の支給については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(給与の種類)

第2条 在外職員の給与の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 職能給
- 二 加算給
- 三 扶養手当
- 四 住居手当
- 五 特別手当
- 六 在勤手当

2 人事部長が必要と認める場合には、人事部長が別に定める支給割合を乗じた額を在勤手当として支給することができる。

(職能給、加算給、扶養手当、住居手当及び特別手当)

第3条 在外職員の職能給、加算給(以下「在外職員職能給等」という。)、扶養手当、住居手当及び特別手当は、この規程に特別の定めがある場合を除くほか、職員給与規程の規定に基づいて支給し、在外職員職能給等の額は、職員給与規程に規定する職能給等に100分の80を乗じて得た額とする。

2 職員給与規程別表第3に定める職にある職員又は再雇用職員には扶養手当は支給しない。

3 住居手当の支給については、第17条の規定により在外単身赴任手当を支給される在外職員を職員給与規程第12条の規定により単身赴任手当を支給される職員とみなして、職員給与規程第11条(第1項第2号及び第2項第2号に係る部分に限る。)の規定を適用し、同条第1項第1号及び第2項第1号の規定は適用しない。

(給与の支給定日及び支給方法)

第4条 在外職員の給与(特別手当を除く。以下この条において同じ。)の支給定日は、毎月16日(その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日)とする。ただし、理事長が特別の事由があると認めた場合には、その都度、別に定める日とすることができる。

2 在外職員の給与は、前項の支給定日(同項ただし書の規定により別に定める日を含む。)において、当月分の在外職員職能給等、扶養手当、住居手当及

び在勤手当を支給する。

(在勤手当)

第5条 在勤手当は、在外職員が外国の事務所（以下「在外事務所」という。）において勤務するのに必要な衣食住等の経費に充当するために支給されるものとし、その額は在外職員がその職務と責任に応じて能力を十分発揮することができるよう、在外事務所の所在地（以下「在勤地」という。）における物価、為替相場及び生活水準を勘案して定めるものとする。

2 在勤手当は、在勤基本手当、在外住居手当、同行配偶者手当、同行子女手当、子女教育手当及び在外単身赴任手当とする。

(在勤基本手当)

第6条 在勤基本手当は、在外職員が在勤地において勤務するのに必要な衣食等の経費に充当するために支給する。

2 在勤基本手当の月額、別表第1に掲げるところに従い、在勤地欄に掲げる都市及び号別によって定めた額を、別に定める換算率により外国通貨に換算した額（理事長が特に必要と認める在外職員にあっては、当該規程で定める額）とする。

3 在勤基本手当の号は、人事部長が別に定める。

4 在勤基本手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(在勤基本手当の支給期間)

第7条 在勤基本手当は、在外職員が在勤地に到着した日の翌日から、帰国（出張のための帰国を除く。）を命ぜられて在勤地を出発する日又は新在勤地への転勤を命ぜられて旧在勤地を出発する日の前日まで（以下「在勤基本手当の支給期間」という。）支給する。

2 外国において新たに在外職員となった者には、その日から在勤基本手当を支給する。

3 在勤基本手当の支給期間中に在勤基本手当の号別に異動を生じた在外職員には、その日から新たに定められた号別により在勤基本手当を支給する。

4 在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで在勤基本手当を支給する。

5 在勤基本手当の支給期間中に本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された在外職員で、在勤地を出発した日から在勤地に帰着する日までの期間が60日を超えるものには、第1項の規定にかかわらず、60日を超える期間についての在勤基本手当は支給しない。

(在外住居手当)

第8条 在外住居手当は、在外職員が在勤地において勤務するのに必要な住宅費に充当するために支給する。

2 在外住居手当の月額、別表第2に掲げるところに従い、在外職員が居住している家具付きでない住宅の1月に要する家賃の額（在外職員が居住している住宅が家具付きである場合には、それが家具付きでないものとしたときに支払われるべき家賃の額）から同家賃の額に別表第2の控除率欄に定める率を乗じて得た額を控除した額と

する。ただし、別表第2に掲げる在勤地及び号の別により定める額（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は子（主として在外職員の収入によって生計を維持している者に限る。）（以下「配偶者等」という。）を伴う在外職員以外の者又は人事部長が別に定める真に特別の事情がある者以外の者にあつては、その額の100分の80に相当する額）を限度とする。

3 在外住居手当の号は、人事部長が別に定める。

4 在外住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（在外住居手当の支給期間等）

第9条 在外住居手当は在勤基本手当の支給期間と同じ期間、支給する。

2 外国において新たに在外職員となった者には、その日から在外住居手当を支給する。

3 在外住居手当の支給期間中に在外住居手当の号別に異動を生じた在外職員には、その日から新たに定められた号別により在外住居手当を支給する。

4 在外住居手当の支給期間の終了後、やむを得ない事故のため、人事部長の許可を得て、引き続き配偶者等を旧在勤地に残留させる在外職員には、第1項の規定にかかわらず、180日以内においてその事故の存する間、従前のとおり在外住居手当を支給することができる。

5 在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで在外住居手当を支給する。ただし、当該在外職員が死亡した場合において、人事部長が特に必要があると認めるときは、死亡した翌日から180日を超えない期間に限り、当該在外職員が死亡時に伴っていた配偶者等に従前の在外住居手当の支給額に相当する額を支給することができる。

6 前項ただし書の規定による配偶者等への支給の順位は、配偶者及び子の順序とし、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

（同行配偶者手当）

第10条 同行配偶者手当は、配偶者（主として当該在外職員の収入によって生計を維持している者に限る。この条及び次条に限り、以下同じ。）を伴う在外職員に支給する。

2 同行配偶者手当の支給額は、同行配偶者手当を受ける在外職員が現に受ける在勤基本手当の支給額の100分の13に相当する額とする。

（同行配偶者手当の支給期間）

第11条 同行配偶者手当は、在外職員の在勤基本手当の支給期間中において、当該在外職員の配偶者が当該在外職員の在勤地に到着した日の翌日（在外職員の配偶者が当該在外職員の在勤地において配偶者となった場合にあっては、配偶者となった日）から、当該在外職員の在勤基本手当の支給期間の終了する日（その配偶者がその終了する日の前に帰国する場合（その地を出発する日からその地に帰着する日までの期間が60日以内である場合を除く。））にあっては、その配偶者が帰国のためその地を出発する日の前日、その配偶者がその終了する日の前に配偶者でなくなった場合又は死亡した場合にあっては、

配偶者でなくなった日又は死亡した日)まで支給する。

- 2 在勤基本手当の支給期間の終了後、やむを得ない事故のため、人事部長の許可を得て、引き続き配偶者を旧在勤地に残留させる在外職員には、前項の規定にかかわらず、180日以内の期間においてその事故の存する間、従前のとおり同行配偶者手当を支給することができる。
- 3 同行配偶者手当を受ける在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで同行配偶者手当を支給する。ただし、当該在外職員が死亡した場合において、人事部長が特に必要があると認めるときは、死亡した日の翌日から180日を超えない期間に限り、引き続き当該在外職員の配偶者に同行配偶者手当を支給することができる。

(同行子女手当)

第12条 同行子女手当は、在外職員の子のうち次に掲げるもので主として当該在外職員の収入によって生計を維持しているもの(以下「同行子女」という。)を有する在外職員に支給する。

- 一 在外職員と同居する18歳未満の子
- 二 在外職員と同居する18歳に達した子であって、就学する学校において、18歳に達した日から、19歳に達するまでの間に新たに所属する学年の開始日から起算して1年を経過する日までの間にあるもの
- 三 子女教育手当の支給の対象となっている子(前2号に掲げるものを除く。)

- 2 同行子女手当の支給額は、同行子女一人につき同行子女手当を受ける在外職員が現に受ける在勤基本手当の支給額の100分の8に相当する額とする。

(同行子女手当の支給期間)

第13条 同行子女手当は、在外職員の在勤基本手当の支給期間中において、当該在外職員の同行子女が当該在外職員の在勤地(第15条第3項第2号又は第4項の適用を受ける同行子女にあつては、当該同行子女が学校教育を受ける本邦以外の地(以下この条及び次条において「教育地」という。))に到着した日の翌日(在外職員の同行子女が当該在外職員の在勤地又は教育地において同行子女に該当することとなった者である場合にあっては、同行子女に該当することとなった日)から、当該在外職員の在勤基本手当の支給期間の終了する日(その同行子女がその終了する日の前に帰国する場合にあってはその同行子女が帰国のためその地を出発する日の前日、その同行子女がその終了する日の前に同行子女に該当しないこととなった場合又は死亡した場合にあっては同行子女に該当しないこととなった日又は死亡した日)まで、支給する。

- 2 在勤基本手当の支給期間の終了後、やむを得ない事故のため、人事部長の許可を得て、引き続き同行子女を旧在勤地又は教育地に残留させる在外職員には、前項の規定にかかわらず、180日以内の期間においてその事故の存する間、従前のとおり同行子女手当を支給することができる。
- 3 同行子女手当を受ける在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで同行子女手当を支給する。ただし、当該在外職員が死亡した場合において、

人事部長が特に必要があると認めるときは、死亡した日の翌日から180日を超えない期間に限り、引き続き当該在外職員の同行子女に同行子女手当を支給することができる。

（同行子女手当を受ける在外職員の扶養手当）

第14条 同行子女手当を受ける在外職員の扶養手当は、同行子女に係る部分は支給しない。

（子女教育手当）

第15条 子女教育手当は、在外職員の子のうち次に掲げる者で主として当該在外職員の収入によって生計を維持している者（以下「年少子女」という。）が本邦以外の地において学校教育その他の教育を受けるのに必要な経費に充当するために支給する。

一 3歳以上18歳未満の子

二 18歳に達した子であって、就学する学校（別に定める学校を除く。）において、18歳に達した日から、19歳に達するまでの間に新たに所属する学年の開始日から起算して1年を経過する日までの間にある者

2 子女教育手当の月額、年少子女1人につき8,000円を、別に定める換算率により外国通貨に換算した額（理事長が特に必要と認める在外職員にあっては、年少子女1人につき8,000円）とする。

3 在外職員の年少子女が適当な学校教育を受けるのに相当な経費を要する地として人事部長が別に定める地（以下この項及び第6項において「指定地」という。）に所在する在外事務所に勤務する在外職員の年少子女（5歳以上の年少子女であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校又は高等学校に相当するものとして人事部長が認める教育施設において教育を受けるべきものに限る。以下、この項から第5項までにおいて同じ。）が当該在外事務所の所在する指定地又はその他の指定地において学校教育を受けるときは、当該在外職員に支給する子女教育手当の月額は前項の規定にかかわらず、当該年少子女一人につき8,000円に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額から自己負担額（在外職員が年少子女の教育のために自ら負担すべき額として別に定める額をいう。以下この条において同じ。）を控除した額を加算した額を、別に定める換算率により外国通貨に換算した額（理事長が特に必要と認める在外職員にあっては、当該加算した額）とする。

一 在外職員の年少子女が当該在外職員の勤務する在外事務所の所在する指定地において学校教育を受ける場合にあつては、次の額のうちいずれか少ない額

イ 適当な学校教育を受けるのに必要な授業料その他の経費（別に定める費目に係るものに限る。以下この条及び次条第3項において「必要経費」という。）として人事部長が当該在外職員の勤務する在外事務所の所在する指定地において標準的であると別に認定する額

ロ 現に要する当該年少子女に係る必要経費の額

二 在外職員の年少子女が前号に規定する指定地以外の指定地において学校教

育を受ける場合にあっては、次の額のうち最も少ない額

イ 前号イに規定する額

ロ 当該年少子女が学校教育を受ける指定地における必要経費として人事部長が標準的であると別に認定する額

ハ 前号ロに規定する額

- 4 在外職員の勤務する在外事務所の所在する地であつて、当該在外職員の年少子女に適当な学校教育を受けさせることができない地として人事部長が別に定める地に所在する在外事務所に勤務する在外職員の年少子女が、当該在外事務所の所在する地以外の地（本邦を除く。）において学校教育を受けるときにおける当該在外職員に支給する子女教育手当の月額、第2項の規定にかかわらず、当該年少子女一人につき、8,000円に、次の各号に規定する額のうちいずれか少ない額から自己負担額を控除した額を加算した額を、別に定める換算率により外国通貨に換算した額（理事長が特に必要と認める在外職員にあっては、当該加算した額）とする。

一 在外職員の勤務する在外事務所の所在する地以外の地における学校教育に係る必要経費として人事部長が当該年少子女の学校教育を受ける地において標準的であると別に認定する額

二 前項第一号ロに規定する額

- 5 前2項の場合において、在外職員の年少子女が学校教育を受ける地に海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設（人事部長が指定する施設に限る。）が存在し、かつ、当該年少子女が当該教育施設において教育を受けないことについて合理的な理由がある場合として人事部長が別に定める場合に該当しないときは、加算される額は、150,000円を限度とする。

- 6 指定地に所在する在外事務所に勤務する在外職員の年少子女（5歳未満の年少子女、又は5歳以上の年少子女であつて学校教育法に規定する幼稚園に相当するものとして人事部長が認める教育施設において教育を受けるべきものに限る。）が当該在外事務所の所在する指定地又はその他の指定地において学校教育を受けるときは、当該在外職員に支給する子女教育手当の月額は、第2項の規定にかかわらず、当該年少子女一人につき、8,000円に、現に要する当該年少子女に係る必要経費の額から自己負担額を控除した額を加算した額を、別に定める換算率により外国通貨に換算した額（理事長が特に必要と認める在外職員にあっては、当該加算した額）とする。この場合において、加算される額は、93,000円を限度とする。

（子女教育手当の支給期間）

- 第16条** 子女教育手当は、在外職員の在勤基本手当の支給期間中において、当該在外職員の年少子女（次項の規定に該当するものを除く。以下この項において同じ。）が当該在外職員の在勤地に到着した日の翌日（在外職員の年少子女が当該在外職員の在勤地において年少子女に該当することとなった者である場合にあっては、年少子女に該当することとなった日）から、当該在外職員の在勤基本手当の支給期間の終了する日（その年少子女がその終了する日

の前に帰国する場合（その地を出発する日からその地に帰着する日までの期間が60日以内である場合を除く。）にあつてはその年少子女が帰国のためその地を出発する日の前日、その年少子女がその終了する日の前に年少子女に該当しないこととなった場合又は死亡した場合にあつては年少子女に該当しないこととなった日又は死亡した日）まで支給する。ただし、その期間が60日以内である場合は、この限りでない。

- 2 在外職員の年少子女が当該在外職員の在勤地及び本邦以外の地において学校教育その他の教育を受ける場合には、その地において当該教育を受けることにつき相当の事情があると人事部長が認める場合に限り、前項の規定に準じて、当該在外職員に子女教育手当を支給する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、在外職員が当該在外職員の年少子女が教育を受ける教育施設に現に要する当該年少子女に係る必要経費の前払をした場合において、当該在外職員が別に定めるやむを得ない事情により帰国（出張のための帰国を除く。）又は新在勤地への転勤を命ぜられたときは、前条各項に規定する当該在外職員に支給する子女教育手当については、既に支給した分の翌月分から当該前払の対象となる期間が終了するまでの期間（別に定める期間に限る。）の各月の月額を合算した額を一括して支給することができる。ただし、当該教育施設から前払をした必要経費の全部又は一部の返還を受けたときは、その額を当該合算した額から控除するものとする。
- 4 子女教育手当を受ける在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで子女教育手当を支給する。ただし、前項の規定により子女教育手当を一括して支給することとなる場合は、この限りでない。
- 5 前各項に規定するもののほか、第1項ただし書の期間がやむを得ない事情により60日以内の期間にとどまることとなった場合の子女教育手当の支給期間の特例その他子女教育手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（在外単身赴任手当）

第17条 在外単身赴任手当は、在外職員のうち次に掲げるものに支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する在外事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 一 本邦に所在する旧在勤地から新在勤地への異動又は在外職員としての採用に伴い、本邦から本邦以外の地に住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった在外職員で、単身で生活することを常況とするもの
- 二 在勤地を異にする異動、在勤する在外事務所の移転又は在外職員としての採用（以下この号において「異動等」という。）に伴い、一の本邦以外の地から他の本邦以外の地に住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった在外職員で、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に在勤する在外事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして

困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする在外職員

三 その他前2号に掲げる在外単身赴任手当を支給される在外職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める在外職員

- 2 在外単身赴任手当の月額は、52,000円を、別に定める換算率により外国通貨に換算した額(理事長が特に必要と認める在外職員にあっては、当該加算した額)とする。

(在外単身赴任手当の支給期間)

第18条 在外単身赴任手当は、在外職員の在勤基本手当の支給期間中において、在外職員が前条第1項各号に掲げる在外職員に該当することとなった日の翌日から、当該在外職員の在勤基本手当の支給期間の終了する日(その在外職員がその終了する日の前に同項各号に掲げる在外職員に該当しないこととなった場合にあっては、同項各号に掲げる在外職員に該当しないこととなった日の前日)まで、支給する。

- 2 在外単身赴任手当を受ける在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで在外単身赴任手当を支給する。

(租税相当額の支給)

第19条 在外職員が、在勤国の法令に基づいて、給与及び手当に対して租税を課せられたときは、その者に対して、租税の額に相当する額を支給する。

(給与の端数計算)

第20条 外国通貨をもって定められた在外職員の給与の支給額に当該外国通貨の最低単位に満たない端数を生じたときは、当該端数を切り捨てて当該給与を支給することができる。

- 2 外国通貨をもって定められた在外職員の給与を当該外国通貨とは異なる通貨で支給する必要がある場合において、当該外国通貨から当該異なる通貨に換算する際に当該異なる通貨の最低単位に満たない端数を生じたときは、当該端数を切り捨てて当該給与を支給することができる。

(準用)

第21条 この規程に定めるもののほか、在外職員の給与について必要な事項は、職員給与規程及び在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和27年法律第93号)の規定を準用する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年3月1日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人都市再生機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、令和3年10月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の独立行政法人都市再生機構在外職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

- この規程は、令和５年１月１日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人都市再生機構在外職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和４年１０月１日から適用する。
- 附則別表第１及び附則別表第２に定める在勤地に係る改正後の規程第６条第２項で定める額及び第８条第２項で定める控除率は、令和４年６月から９月までの月分については、改正後の規程第６条第２項及び第８条第２項の規定にかかわらず、附則別表第１に定める額及び附則別表第２に定める控除率とする。
- 改正後の規程及び前項の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の独立行政法人都市再生機構在外職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程及び前項の規定による給与の内払とみなす。

附則別表第１

在勤基本手当月額表

(単位:円)

地域	在勤地	１号	２号	３号	４号	５号	６号	７号	８号	９号
大洋州	シドニー	464,000	431,900	415,600	394,100	359,900	315,000	269,900	233,900	215,900

附則別表第２

住居手当限度額表

地域	在勤地	控除率	単位	限度額				
				１号	２号	３号	４号	５号
大洋州	シドニー	15.5%	オーストラリア・ドル	4,278	3,784	3,290	2,962	2,632

附 則

この規程は、令和５年３月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和５年６月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和６年６月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和６年７月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和７年６月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和８年６月１日から施行する。

別表第1

在勤基本手当月額表

(単位:円)

地域	在勤地	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
大洋州	シドニー	600,000	561,200	540,200	512,200	467,700	409,200	305,800	304,000	280,600
アジア	バンコク	586,300	562,900	541,800	513,600	469,000	410,400	351,800	304,900	281,400
アジア	ジャカルタ	532,900	512,600	494,200	469,800	431,100	380,200	329,400	288,600	268,200

別表第2

在外住居手当限度額表

地域	在勤地	控除率	単位	限度額				
				1号	2号	3号	4号	5号
大洋州	シドニー	11.1%	オーストラリア・ドル	5,010	4,432	3,854	3,468	3,083
アジア	バンコク	12.4%	タイ・バーツ	96,515	85,378	74,242	66,818	59,394
アジア	ジャカルタ	10.9%	アメリカ合衆国・ドル	3,310	2,927	2,546	2,291	2,291